

令和4年9月20日

柳商工第164号

会員各位

柳津町商工会

会長 竹中 康人

インボイス制度の届出の選択について（税制改正による）個別相談

初秋の候、各位におかれましては、益々ご健勝の段お慶び申し上げます。令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。この制度は買手、売手の取引において、書類の発行、受け取りの保存義務が発生します。適格請求書保存方式といいます。（適格事業所については税務署への登録が必要となりますのでご注意ください。）課税売上高が1000万円以下の消費税免税事業者にとっても、この選択如何により従来の取引状況が大きく関係してまいりますので、税務署への申請届出の締切が、令和5年3月31日となっております。届け出の有無について詳しくお尋ねの場合は商工会において対応いたしておりますのでお尋ねください。今後、専門相談員による個別相談指導、下記日程を予定しており相談を希望されます方は、下記の申込書に記入商工会まで返信ください。

専門相談員指導日 令和4年10月24日（月） 11月21日（月）午後1時30分～4時30分

希望者について相談日時、時間は、商工会にて調整後日連絡いたします。

返信先 柳津町商工会（FAX） 058-387-6878

..... 申 込 書

1 個別相談指導申し込みをする。

住所

氏名

Tel 058- () -